

競馬法の一部を改正する法律案要綱

一 生活保護法上の被保護者は、勝馬投票券を購入してはならないこと。
(第二十八条の二関係)

二 この法律は、生活保護法の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。
(附則関係)

◎競馬法の一部を改正する法律案新旧対照表

○競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第二十八條の二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六條第一項に規定する被保護者は、勝馬投票券を購入してはならない。	〔新設〕